

序議付議事案書

開催・令和 7年 3月19日

所管部課	監査委員事務局	部長	矢吹勇一																		
件名	令和7年度監査計画について																				
		区分	<input type="checkbox"/> 1審議事項 <input checked="" type="radio"/> 2報告事項																		
関係事項	条例規則	東大和市監査基準 東大和市監査基準実施細目																			
事項	部課機関																				
1. 要旨																					
東大和市監査基準第8条及び東大和市監査基準実施細目第6条の規定に基づき、令和7年度監査計画（年間監査計画及び実施計画）を決定したことから、報告するものである。																					
(1) 基本方針																					
事務や事業については、合規性はもとより、その実施状況を分析し、経済性、効率性、有効性の観点から、市民の視点に立った検証を行い、その結果を公表する。																					
また、このことにより、時勢に合った事務の効率化や市民サービスの向上に資するよう監査等を実施する。																					
(2) 監査等の日時及び場所等（年間監査計画に規定）																					
① 定期監査：第1回目を「まちづくり部、選挙管理委員会事務局」、第2回目を「教育部」とする。																					
② 財政援助団体等監査：「職員互助会」とする。																					
(3) 影響及び効果																					
監査等の実施により、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民福祉の増進に資することができる。																					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）																					
令和7年2月25日（火）：令和7年度監査計画（年間監査計画及び実施計画）について、監査委員が協議し決定した。																					
3. 留意事項（問題点等）																					
① 定期監査日程は、以下のとおりである。詳細な日程は、後日、改めて調整する。																					
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 50%;">第1回（まちづくり部、選挙管理委員会事務局）</th> <th style="text-align: center; width: 50%;">第2回（教育部）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資料提出</td> <td>9月初旬</td> </tr> <tr> <td>現場確認等</td> <td>9月下旬～10月上旬</td> </tr> <tr> <td>監査委員監査</td> <td>10月23日(木)</td> </tr> <tr> <td>講評</td> <td>11月26日(水)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月初旬</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月下旬～1月上旬</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和8年2月5日(木)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和8年3月26日(木)</td> </tr> </tbody> </table>				第1回（まちづくり部、選挙管理委員会事務局）	第2回（教育部）	資料提出	9月初旬	現場確認等	9月下旬～10月上旬	監査委員監査	10月23日(木)	講評	11月26日(水)		12月初旬		12月下旬～1月上旬		令和8年2月5日(木)		令和8年3月26日(木)
第1回（まちづくり部、選挙管理委員会事務局）	第2回（教育部）																				
資料提出	9月初旬																				
現場確認等	9月下旬～10月上旬																				
監査委員監査	10月23日(木)																				
講評	11月26日(水)																				
	12月初旬																				
	12月下旬～1月上旬																				
	令和8年2月5日(木)																				
	令和8年3月26日(木)																				
4. 主管部処理案（検討結果等）																					
市公式ホームページ及びグループウェア共有情報に掲載し、周知したい。																					
5. 審議結果																					

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。